

第 99 回 定時株主総会招集ご通知に際しての
法令および定款に基づくインターネット開示事項

事業報告の
「会社の新株予約権等に関する事項」
「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
「株式会社の支配に関する基本方針」

連結計算書類の
「連結株主資本等変動計算書」
「連結注記表」

計算書類の
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

〔 2020 年 4 月 1 日から
2021 年 3 月 31 日まで 〕

京阪ホールディングス株式会社

上記各事項につきましては、法令および当社定款第 16 条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト

(<https://www.keihan-holdings.co.jp/ir/info/shareholdermeeting.html>) に掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社の会社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称	新株予約権の数	新株予約権の目的である株式の種類および数	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権の権利行使期間	保有状況	
					保有人数	個数
京阪ホールディングス株式会社 第1回新株予約権	210 個	当社普通株式 4,200 株	株式1株当たり 1 円	2016 年 7 月 5 日から 2046 年 7 月 4 日まで	監査等委員 でない取締役 (社外取締役を除く) 6 名	210 個
京阪ホールディングス株式会社 第2回新株予約権	260 個	当社普通株式 5,200 株	株式1株当たり 1 円	2017 年 7 月 7 日から 2047 年 7 月 6 日まで	監査等委員 でない取締役 (社外取締役を除く) 6 名	260 個
京阪ホールディングス株式会社 第3回新株予約権	260 個	当社普通株式 5,200 株	株式1株当たり 1 円	2018 年 7 月 7 日から 2048 年 7 月 6 日まで	監査等委員 でない取締役 (社外取締役を除く) 6 名	260 個
京阪ホールディングス株式会社 第4回新株予約権	340 個	当社普通株式 6,800 株	株式1株当たり 1 円	2019 年 7 月 9 日から 2049 年 7 月 8 日まで	監査等委員 でない取締役 (社外取締役を除く) 6 名	340 個
京阪ホールディングス株式会社 第5回新株予約権	256 個	当社普通株式 5,120 株	株式1株当たり 1 円	2020 年 7 月 7 日から 2050 年 7 月 6 日まで	監査等委員 でない取締役 (社外取締役を除く) 6 名	256 個

(注) 1. 第1回新株予約権の主な行使条件

新株予約権者は、権利行使期間内において、当社の取締役、監査役、および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日（10 日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

2. 第2回ないし第5回新株予約権の主な行使条件

新株予約権者は、権利行使期間内において、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日（10 日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

(2) 当事業年度中に当社の使用人等に対して職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

名称	新株予約権 の数	新株予約権の 目的である株式 の種類および数	新株予約権の行使 に際して出資され る財産の価額	新株予約権の 権利行使期間	交付状況	
					交付人数	個数
京阪ホールディングス 株式会社 第5回新株予約権	105 個	当社普通株式 2,100 株	株式1株当たり 1 円	2020 年 7 月 7 日から 2050 年 7 月 6 日まで	当社使用人 (執行役員) 7 名	105 個

(注) 第5回新株予約権の主な行使条件

新株予約権者は、権利行使期間内において、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

(3) その他当社の新株予約権等に関する重要な事項（2021年3月31日現在）

2016年3月10日開催の取締役会決議に基づき発行した2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権につきましては、2021年3月16日（行使請求受付場所現地時間）をもって行使期間が満了し、消滅いたしました。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社および当社を中核とする京阪グループは、「経営理念」を誠実に実践して社会に貢献するとともに、更なる経営の品格向上をめざして、経営理念の下に「経営姿勢」ならびに「行動憲章」を定め、法令および社会規範を遵守するとともに高い倫理を保ち、責任ある行動をとる旨を謳っております。

1. 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社グループの社会的責任を積極的に果たしていくため設置している「京阪グループCSR委員会」の下に、「コンプライアンスおよび危機リスク専門委員会」を設置するとともに、コンプライアンス推進組織として当社各部署およびグループ各社にコンプライアンス推進責任者およびコンプライアンス推進担当者を選任しております。なお、本推進組織により、反社会的勢力の排除についても取り組んでおります。
- ②「コンプライアンスおよび危機リスク専門委員会」とコンプライアンス推進組織との間でコンプライアンスリスクに関する情報の相互提供をおこなうことにより、法令違反の未然防止および再発防止を図っております。
- ③「コンプライアンスおよび危機リスク専門委員会」は、階層別研修などの機会を通じてコンプライアンスに関する教育を実施するとともに、コンプライアンス・マニュアルを作成し従業員のコンプライアンス知識の向上を図っております。
- ④財務報告に係る内部統制につきましては、グループ各社の経理担当者と日常的な連携を保つとともに、連結財務諸表作成に際して連絡会を開催して留意事項などを周知しておりますほか、グループ各社を含む業務の文書化・評価を進めるなどその整備を進めております。また、統合会計システムを導入することにより、数値管理の強化を図っております。
- ⑤当社およびグループ各社の役員、社員およびその他の従業員を対象に、「コンプライアンス・ホットライン」を開設し、通報を受けた情報につき事実関係の調査をおこない、当社各部署およびグループ各社に必要な対策を講じさせております。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書取扱規程」に基づき、株主総会・取締役会その他重要な会議の議事録などの関係書類、重要な取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、文書保存期間類別に従い保存・管理するとともに、その安全管理（漏洩防止）対策の充実を図っております。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①「危機管理規程」を制定し、危機情報の収集・管理・報告・公開、危機発生時の体制、危機管理に関するグループ会社への関与体制などの整備を図っております。これを受けて当社各部署は、「危機管理規程」に関する細則を定め、具体的な危機に対処する仕組みを整備しております。また、グループ各社に対しては、当社との間で締結している「経営管理契約」に基づき「危機管理規程」を遵守させることとしております。さらに、危機対応能力の向上を図るため、「コンプライアンスおよび危機リスク専門委員会」が当社グループに重大な影響を及ぼしうるリスクへの対応策の整備などに取り組んでおります。なお、京阪電気鉄道(株)における安全輸送の確

保、非常災害への対処方法などについては、同社の「鉄道保安総合委員会」で幅広く審議しており、当社取締役会はその審議内容について報告を受けております。

- ②「京阪グループC S R委員会」の下に「環境マネジメント専門委員会」および「情報セキュリティ専門委員会」を設置し、環境経営を推進するとともに、情報セキュリティ管理体制を整備しております。また、「京阪グループ情報システム戦略」を策定し、当社グループ全体のI T管理体制を確立して、その全体最適を図り、I Tに係る業務の適正の確保に努めております。

4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- ①グループ成長戦略を強力に推進するため、経営統括部門および当社グループの各事業を4つに区分した事業群に執行役員を配置する経営体制をとっております。
- ②取締役会は、経営ビジョンの実現に向けた長期経営戦略および今後の事業の方向性を定め、事業群ごとの年度予算を策定しております。取締役会は、その進捗状況を適宜管理し報告を受けております。

5. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

グループ各社は、当社との間で締結している「経営管理契約」に基づき「グループ会社管理規程」を遵守することとしており、これに基づきグループ各社は、所定の重要な業務執行の状況について当社へ報告する体制となっております。

6. その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「京阪グループC S R委員会」を設置するとともに、当社グループにおける内部統制の整備状況を検証して実効性を高めるため、同委員会の下に「内部統制委員会」を設置しております。

7. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保および監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

- ①監査等委員会の職務を補助すべき組織として監査等委員会室を設置し、同室員（監査等委員会スタッフ）は、管理職2名としております。
- ②監査等委員会スタッフの異動、評価その他の人事については、監査等委員会の意見を徴し、これを尊重しております。

8. 当社の監査等委員会に報告するための体制ならびに当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①当社の監査等委員でない取締役、執行役員および使用人ならびにグループ各社の取締役は、定期的にその分掌する職務または会社の職務執行に係る事項を監査等委員会に説明または報告しております。また、監査内部統制室は実施した内部監査の結果を監査等委員会に報告しております。
- ②監査等委員は、取締役会に出席しており、また、常勤の監査等委員は、経営会議および役員ミーティングに出席するものとし、監査等委員でない取締役および執行役員には役員ミーティングにおいて業務執行の状況を報告することを義務付けております。
- ③役員ミーティングなど重要な会議に関する資料または議事録は監査等委員の閲覧に供しており、また、稟議および業務執行に関する重要書類は常勤の監査等委員の閲覧に供しております。
- ④「コンプライアンス・ホットライン」により通報を受けた情報については、監査等委員会に随時報告しております。

- ⑤上記の「コンプライアンス・ホットライン」による通報をはじめとして、監査等委員会に報告をしたことを理由として、当該報告者に対して不利益な取扱いはしないこととしております。

9. 当社の監査等委員の職務執行の費用の支払の方針

監査等委員の職務執行について生ずる費用については、監査等委員の要請に基づいて必要な予算措置を講じております。また、監査等委員が会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当社は、同法の定めに従い、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

10. その他当社の監査等委員会の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- ①監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確認するほか、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査環境の整備状況、監査上の重要課題などについて意見を交換し、代表取締役との相互認識を図っております。また、監査等委員でない社外取締役とも必要に応じて会合をもち、情報交換をおこなっております。
- ②監査等委員会は、会計監査人および監査内部統制室と定例会合をもつほか緊密な関係を保ち、組織的かつ効率的な監査体制を確保しております。
- ③「京阪グループ監査役協議会」を設置し、グループ各社の監査役の業務知識の向上と情報交換をおこなっております。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、京阪グループの社会的責任を積極的に果たしていくため「京阪グループＣＳＲ委員会」を設置し、その下に「内部統制委員会」ならびに「コンプライアンスおよび危機リスク専門委員会」、「環境マネジメント専門委員会」および「情報セキュリティ専門委員会」の３つの専門委員会を設置しております。これらの委員会等と当社各部署およびグループ各社が必要な連携をとりながら、上記のとおり、業務の適正を確保するための体制を構築するとともに、その整備と運用を実施しております。その他の当連結会計年度における主な運用状況は次のとおりです。

１． 各委員会の開催状況について

次のとおり開催しました。

- ・京阪グループＣＳＲ委員会（２回）
- ・内部統制委員会（２回）
- ・コンプライアンスおよび危機リスク専門委員会（２回）
- ・環境マネジメント専門委員会（２回）
- ・情報セキュリティ専門委員会（２回）

２． 各委員会の取組みについて

- ①京阪グループＣＳＲ委員会は、内部統制委員会および３つの専門委員会から活動報告を受けるとともに、当社グループにおけるＣＳＲ活動について審議をおこないました。
- ②内部統制委員会は、当社グループの内部統制の整備を３つの専門委員会や当社各部署およびグループ各社と調整しながら推進するとともに、その実効性を高めるため整備および運用状況を検証しました。
- ③コンプライアンスおよび危機リスク専門委員会は、事業活動における法令遵守・リスク管理体制について、その実施状況を検証し改善計画の立案をおこなったほか、コンプライアンス推進組織等を通じてコンプライアンスリスクに関する情報の相互提供をおこなうことにより法令違反の未然防止および再発防止を図るなどの取組みをおこないました。
- ④環境マネジメント専門委員会は、環境マネジメントシステムについて、その実施状況を検証し改善計画を立案するとともに、環境に関するリスク管理をおこないました。
- ⑤情報セキュリティ専門委員会は、情報セキュリティ体制について、その実施状況を検証し改善計画を立案するとともに、情報セキュリティに関するリスク管理をおこないました。

３． その他コンプライアンスおよびリスク管理等に関する取組みについて

- ①財務報告に係る内部統制について、グループ経理連絡会を２回開催し、会計処理等における課題への対応方を当社各部署およびグループ各社に説明するなどの取組みをおこないました。
- ②統合会計システムについて、グループ各社での適切かつ円滑な運用に努めました。

4. 内部監査について

監査内部統制室は、リスク情報等に基づき選定した監査対象部門に対し、当連結会計年度に係る監査計画に基づき内部監査を実施するとともに、その結果を取締役会および監査等委員会に報告しました。

5. 監査等委員会について

- ①監査等委員は取締役会に、常勤の監査等委員は経営会議および役員ミーティング（全体ミーティング）にも出席し、監査等委員でない取締役および執行役員から業務執行の状況について必要な報告を受けました。
- ②監査等委員会は、代表取締役とのディスカッションにより意見交換をおこなったほか、京阪グループにおける今後の事業の方向性等について、監査等委員でない社外取締役との意見交換会を開催しました。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様の全体的意思に基づいておこなわれるべきものと考えております。また、当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付のなかには、その目的などからみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容などについて検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させていくためには、①鉄道事業をはじめとするライフステージネットワークを展開するなかで培ってきたお客さま、株主の皆様、お取引先、従業員、地域社会をはじめとするステークホルダーとの良好な信頼関係の維持・強化、②経営陣と従業員による経営理念・公共的使命・経営ビジョンの共有および経営の品格の向上、③多くのお客さまの人命を預かる鉄道事業をはじめとする極めて公共性の高い事業を営む企業グループとして必要とされる、安定的な経営基盤の確立、鉄道事業を支える設備・人材・技術などに対する深い理解、安全対策をはじめとする中長期的な視点に立った設備投資、日々の安全輸送を完遂するための安全マネジメントや従業員の教育訓練、および安全安心の確保を最優先する企業風土づくりの継続的な推進、④鉄道事業と各事業の有機的な連携による相乗効果の発揮と京阪エリアの魅力向上により、京阪ブランドを醸成してこれを新たな事業展開の原動力とし、グループの総合力を最大限発揮していくための手法や発想の蓄積が不可欠であり、これらこそが当社の企業価値の源泉であると考えております。当社株式の大量買付をおこなう者が、当社の財務および事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は損なわれることになります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大量買付をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業価値向上のための取組み

当社グループは、経営ビジョン実現に向け、2026 年度を目標年次とした長期経営戦略を定め、持続的に成長する企業グループとしての基盤を築くことをめざしており、with コロナ・after コロナの社会においても当社グループが持続的に成長するため、事業環境の変化に応じた見直しを図りながら、長期経営戦略に掲げる主軸戦略を推進してまいります。なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いお客さまの価値観やライフスタイルが大きく変化している現状を踏まえ、当面の間を「激変する事業環境の見極め期間」とし、「安全安心」「構造改革」「BIOSSTYLE」を今後の事業の方向性と定め、主軸戦略と合わせこれらに基づく施策を推進してまいります。

長期経営戦略および今後の事業の方向性の概略は、次のとおりであります。

①基本方針

主軸戦略として、「沿線再耕」「観光共創」「共感コンテンツ創造」の3つの取組みを進めます。また、経営ビジョンに向けた布石として、エリアポートフォリオの構築と次世代を見据えたイノベーションの推進にも取り組みます。

②主軸戦略

(1) 「沿線再耕」 駅を拠点とする都市再生で美しい京阪沿線へ

駅を拠点として地域の歴史・文化・産業などの特色を活かした都市開発を推進し、これらを交通ネットワークで結ぶことで、魅力あふれる美しい沿線を再生し、沿線の居住・来訪者の拡大を図ります。「大阪東西軸復権とえきから始まるまちづくり」を重点施策に掲げ、淀屋橋、京橋、中之島といった大阪市内東西軸や枚方市の拠点開発を推進いたします。また、大阪東西軸に連なるエリアをはじめ、駅と周辺部を地域特性に応じて再生し、都心部のまちづくりと相乗効果をめざします。

(2) 「観光共創」 地域と当社グループで観光を共創、グローバル交流を促進

当社グループの総合力を発揮して地域と観光を共創し、京都を中心に魅力ある観光体験を提供・発信して、国内外からの来訪者増加を図ります。「京都を中心とした観光・インバウンド事業強化」を重点施策に掲げ、中長期的な観光マーケットの回復を見極めながら、三条の拠点開発等を推進してまいります。また、京都駅前・四条河原町・三条を拠点として、洛北～東山～伏見・宇治エリアを中心に観光ルート拡大に向けた取組みを推進いたします。あわせて比叡山・びわ湖から京都を経て大阪につながる「水の路」とも連動させながら、京都観光の魅力を高める観光ルートや観光コンテンツを創造してまいります。

(3) 「共感コンテンツ創造」 お客さまに共感いただける商品・サービス・事業を創造

お客さまのくらしの価値を高めると同時に、環境をはじめとする社会課題の解決にも寄与する商品・サービス・事業の創造に取り組み、共感され、選ばれる当社グループをめざします。「BIOSSTYLE—選ばれる京阪をめざして—」を重点施策に掲げ、四条河原町に開業したフラッグシップ施設「GOOD NATURE STATION」をはじめ、順次コンテンツを拡大展開し、当社グループの新たなブランドを確立いたします。また、グループ各事業の商品・サービスにも「BIOSSTYLE」を取り入れ、お客さまに共感いただける商品・サービスを展開してまいります。

③経営ビジョンに向けた布石

(1) エリアポートフォリオの構築

観光事業にとどまらず、京都での事業展開を重視し、当社グループの事業機会の拡大を図ります。また、主軸戦略を最優先に取り組みつつ、沿線で培ったノウハウを活用し、沿線外や海外成長市場への事業展開を進めることで、当社グループの事業エリアを拡大します。

(2) 次世代を見据えたイノベーションの推進

I C T技術の革新をはじめとする環境変化を見据え、商品・サービス・事業のイノベーションを進め、生産性が高く創造性豊かな企業グループへ進化することをめざします。

④ 今後の事業の方向性

(1) 安全安心

感染症や災害等により不安にさらされる状況においても、安心してご利用いただける商品・サービスを提供してまいります。主な施策として、運輸業における安全・防災・衛生対策を強化し、不動産業においては、安全・安心・エコ対策を重点に顧客ニーズの変化に対応する住宅および施設の開発・展開を、また、レジャー・サービス業においては三密回避など安全に配慮したサービスを展開してまいります。

(2) 構造改革

既存事業の需要の変化に対応した体制を確立するとともに、新しい生活様式に対応する商品・サービスを展開してまいります。主な施策として、運輸業においては、お客さまの志向の変化や需要の平準化に対応したダイヤ改定やデジタル技術を活用した業務の効率化をおこなってまいります。また、流通業においてeコマースプラットフォームの構築によるグループ横断での独自の商品・サービスの展開を図るとともに、レジャー・サービス業では立地の優位性を活かした資産活用を推進してまいります。

(3) B I O S T Y L E

人々のくらしの価値を高めると同時に社会課題の解決に資する商品・サービスを展開してまいります。主な施策として、不動産業においては、安全・安心・エコ対策を重点に顧客ニーズの変化に対応する住宅および施設の開発・展開を図るとともに、空き家対策への取り組み等、持続可能な沿線まちづくりを推進してまいります。また、レジャー・サービス業においては「B I O S T Y L E」(「エシカル」「ウェルビーイング」「エンターテインメント」)による差別化・競争力の強化を図ってまいります。さらに、グループ各社が積極的に取り組めるようガイドラインを制定し、「B I O S T Y L E P R O J E C T」としてグループ全体で推進・確立をめざしてまいります。

2. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、各事業の更なる競争力強化、当社グループ事業の拡大、異業種との提携やM&Aなども活用した新たな事業の創出、および沿線エリアの中長期的視点での価値向上といった課題に取り組み、持続的な成長と企業価値の向上を図っていくため、2016年4月1日、持株会社体制へと移行しました。また、こうした課題への取り組みを更に加速していくため、当社は、重要な業務執行のうち相当な部分の決定を取締役に委任することを通じて更なる迅速な経営の意思決定の実現を図るとともに、社外取締役の豊富な経験および卓越した識見を活用すること

で取締役会の監督機能の充実を図り、また、取締役会において議決権を有する監査等委員が監査を担うことで監査・監督機能を強化するなど、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るべく、2017年6月20日開催の第95回定時株主総会においてご承認いただいた関連議案に基づき、同日をもって監査等委員会設置会社に移行いたしました。なお、当社は、従前から経営陣の株主の皆様に対する責任の所在を明確化するため取締役の任期を1年としておりましたが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、引き続き監査等委員でない取締役の任期は1年です。

さらに、現在、当社の取締役13名のうち5名は独立性を有する社外取締役（うち2名は監査等委員でない社外取締役）を選任しております。これら社外取締役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、透明性の高い経営を実現するなど、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

（3）基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、2015年6月17日開催の第93回定時株主総会においてご承認をいただき更新した当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を更新する（以下「本更新」といい、更新後のプランを「本プラン」といいます。）ことを、2018年5月9日開催の取締役会において決定し、これについて、2018年6月19日開催の第96回定時株主総会においてご承認をいただいております。本プランの内容は次のとおりであります。

①本プランの目的

本更新は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に沿っておこなわれたものであります。

当社は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大量買付をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付がおこなわれる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉をおこなうことなどを可能とすることを目的としております。

②手続の設定

本プランは、（i）当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、または（ii）当社が発行者である株券等について、公開買付けをおこなう者の当該公開買付けに係る買付け等後の株券等所有割合およびその特別関係者の当該公開買付けに係る買付け等後の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する当社株券等の買付その他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案（以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とし、こうした場合に上記①の目的を実現するために必要な手続を定めております。

当社の株券等について買付等がおこなわれる場合、当該買付等をおこなおうとする者（以下

「買付者等」といいます。)には、買付内容などの検討に必要な情報および本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言などを記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等や当社取締役会から提出された情報、当社取締役会の代替案などが、独立性の高い社外者のみから構成される企業価値委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。企業価値委員会は、買付等の内容の検討、当社取締役会の提示する代替案の検討、買付者等との協議・交渉などをおこないます。

③新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

企業価値委員会は、買付者等による買付等が本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合や、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合などにおいて、後述する新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、かかる新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告をおこないます。かかる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で会社が別途定める金額を払い込むことにより行使し、当社株式1株を取得することができ、また、買付者等を含む非適格者や非居住者による権利行使が原則として認められないとの行使条件および当社が非適格者以外の者から当社株式1株と引換えに原則として本新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されております。なお、非適格者に金銭等の経済的な利益を交付し非適格者が有する本新株予約権を取得することは想定しておりません。当社取締役会は、企業価値委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施などの決議をおこなうものとします。ただし、当社取締役会は、本プラン所定の場合には株主の皆様意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関して株主の皆様意思を確認することができるものとされており、この場合には、当社取締役会は、株主意思確認株主総会の決議に従い、決議をおこなうものとします。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様への情報開示を通じて透明性を確保することとしております。

本新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランに従って本新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が本新株予約権の行使手続をおこなわなければその保有する当社株式が希釈化する場合があります（ただし、当社が当社株式の交付と引換えに本新株予約権の取得をおこなった場合には、株式の希釈化は生じません。）。

④本プランの有効期間および廃止

本プランにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、第96回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされています。

ただし、有効期間の満了前であっても、(i) 当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議がおこなわれた場合、または、(ii) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議がおこなわれた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

(注) 本プランの詳細な内容は、インターネット上の当社ウェブサイト

(<https://www.keihan-holdings.co.jp/ir/management/rightsplan.html>) に掲載しております。

(4) 取組みが基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

①基本方針の実現に資する特別な取組み（上記（2））について

長期経営戦略および今後の事業の方向性をはじめとして、上記（2）に記載した取組みは、当社の経営理念や公共的使命を背景に、引き続き当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上を図るために策定したものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記（3））について

本更新は、上記（3）①記載のとおり、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的としておこなわれたものであり、基本方針に沿うものです。

特に、本更新は、株主総会において株主の皆様の承認を得ておこなわれたものであること、その内容として本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外者のみによって構成される企業価値委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず企業価値委員会の判断を経ることが必要とされていること、一定の場合には、本プランの発動の是非について株主意思確認株主総会において株主の皆様の意思を確認することとされていること、企業価値委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を受けることができるとされていること、当社の監査等委員でない取締役の任期が1年であること、本プランの有効期間が3年間と定められたうえ、株主総会または取締役会の決議によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

<ご参考>

本プランの有効期間は、2021年6月18日開催予定の第99回定時株主総会終結の時までとなっております。当社は、2021年5月7日開催の取締役会にて、有効期間満了をもって本プランを更新しないことを決議しております。

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

2020年4月1日から

2021年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	51,466	28,792	150,926	△21,640	209,545
当期変動額					
剰余金の配当			△1,875		△1,875
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△4,574		△4,574
土地再評価差額金の取崩			1,183		1,183
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		0			0
自己株式の取得				△16	△16
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	0	△5,266	△16	△5,281
当期末残高	51,466	28,792	145,660	△21,656	204,263

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	6,648	36,375	71	△2,904	40,191	110	4,212	254,058
当期変動額								
剰余金の配当								△1,875
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）								△4,574
土地再評価差額金の取崩								1,183
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動								0
自己株式の取得								△16
自己株式の処分								0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△683	△1,183	△76	1,808	△135	34	△79	△181
当期変動額合計	△683	△1,183	△76	1,808	△135	34	△79	△5,463
当期末残高	5,965	35,191	△4	△1,096	40,055	144	4,132	248,595

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 41社

主要な連結子会社の名称 京阪電気鉄道(株)、京阪バス(株)、京阪電鉄不動産(株)、(株)京阪流通システムズ

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 (株)京阪ビジネスマネジメント

連結の範囲から除いた理由

総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）のそれぞれの合計額等が、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び名称

持分法を適用した非連結子会社 該当ありません

持分法を適用した関連会社の数 2社

中之島高速鉄道(株)、PANNARAI DEVELOPMENT CO., LTD.

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な非連結子会社及び関連会社の名称 (株)京阪ビジネスマネジメント、枚方PFI学校環境サービス(株)

持分法を適用していない理由

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）のそれぞれの合計額等が、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

i) 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの 主として期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの 主として移動平均法に基づく原価法

ii) たな卸資産

商 品 主として売価還元法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

販売土地及び建物 個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯 蔵 品 主として移動平均法に基づく原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

i) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっておりますが、一部については定額法によっております。

ii) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

iii) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

i) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ii) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

iii) 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員退職慰労金に関する内規に基づく期末要支給額を計上しております。

iv) 商品券等引換損失引当金

一定期間経過後に収益計上した未引換の商品券等について、将来の引換時に発生する損失に備えるため、合理的に見積もった将来引換見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

i) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ii) ヘッジ会計の方法

連結子会社2社において、ヘッジ会計をおこなっております。

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）

金利スワップ

（ヘッジ対象）

借入金の利息

③ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引をおこなっており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとにおこなっております。

④ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの想定元本、利息の受払条件（利子率、利息の受払日等）及び契約期間がほぼ同一であり、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

iii) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び2010年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、発生原因に応じ20年以内で均等償却しております。2010年4月1日以降に発生した負ののれんは、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理しております。

iv) 工事負担金等の会計処理

連結子会社3社は、鉄軌道事業において地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。これらの工事負担金等については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額として特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

v) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度より適用し、会計上の見積りに関する注記を開示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(繰延税金資産の回収可能性)

1. 当年度の連結計算書類に計上した金額

連結計算書類に計上した繰延税金資産 12,087 百万円

上記のうち、京阪電気鉄道(株)において計上した金額(繰延税金負債と相殺前) 9,069 百万円

(京阪電気鉄道(株)では新型コロナウイルス感染症の影響により税務上の重要な欠損金が生じております)

2. 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(1) 算出方法

京阪電気鉄道(株)では、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、長期収支計画を基礎としており、新型コロナウイルス感染症の影響について、一定の仮定を置き算出を行っております。

(2) 主要な仮定

将来の課税所得の見積りの基礎となる長期収支計画における主要な仮定は、毎期の定期収入及び定期外収入に係る新型コロナウイルス感染症の影響であり、以下の考え方に基いております。

- ・国内需要は、2021年度から2022年度にかけて徐々に回復するものの、価値観やライフスタイルの変化に伴う恒久的な需要の減少により新型コロナウイルス感染症拡大前の水準までは回復しないものとし、2023年度以降も同水準で推移すると想定
- ・インバウンド需要は、2021年度から徐々に回復し、2024年度には新型コロナウイルス感染症拡大前の水準まで回復すると想定

(3) 翌年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である新型コロナウイルス感染症の影響は、見積りの不確実性が高く、定期収入及び定期外収入の変動に伴い課税所得の見積り額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。新型コロナウイルス感染症の影響により、さらなる需要の悪化あるいは需要回復の大幅な鈍化が生じた場合には、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数について、従来、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数として主として15年で費用処理しておりましたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当連結会計年度より費用処理年数を主として14年に変更しております。

この変更により、従来の費用処理年数による場合と比較し、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ377百万円減少しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	64,111百万円
機械装置及び運搬具	16,804百万円
土地	54,139百万円
その他の有形固定資産	986百万円
投資有価証券	800百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金(1年以内返済予定額を含む)	60,020百万円
買掛金	25百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

479,164百万円

3. 保証債務等

保証予約額 19,058百万円

4. 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額 181,305百万円

5. 土地の再評価

当社及び連結子会社2社において、土地の再評価に関する法律及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律に基づき、事業用土地の再評価をおこない、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号及び第5号に定める方法によっております。

再評価をおこなった年月日 2002年3月31日

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	113,182,703	—	—	113,182,703

2. 当連結会計年度末の末日における新株予約権（権利行使期間が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 35,420株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	1,875	17.5	2020年3月31日	2020年6月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年6月18日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月18日 定時株主総会	普通株式	2,679	利益剰余金	25.0	2021年3月31日	2021年6月21日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入や社債の発行によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理などの方法によりリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、時価や発行体の財務状況の把握を定期的におこなっております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の借入金の金利変動リスクに対してデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用し支払利息の固定化をおこなっております。なお、デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引はおこなわない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	26,561	26,561	—
(2) 受取手形及び売掛金	23,859	23,859	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	470	480	10
② その他有価証券	13,575	13,575	—
(4) 支払手形及び買掛金	(9,639)	(9,639)	—
(5) 短期借入金	(42,230)	(42,230)	—
(6) 短期社債	(5,000)	(5,000)	—
(7) 社債（1年以内償還予定額を含む）	(110,000)	(110,425)	425
(8) 長期借入金（1年以内返済予定額を含む）	(194,369)	(196,320)	1,951
(9) デリバティブ取引	—	—	—

(※) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、並びに(6) 短期社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債

当社グループの発行する社債の時価は、主として市場価格に基づき算定する方法によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入をおこなった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入をおこなった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額18,810百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)②その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 非連結子会社及び関連会社株式は、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のオフィスビル及び賃貸商業施設等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
164,617	272,314

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定された金額、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 2,279円47銭

1株当たり当期純損失 42円68銭

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループにおける新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響については、国内需要は翌連結会計年度以降徐々に回復するものの、価値観やライフスタイルの変化に伴う恒久的な需要の減少を見込んでおります。インバウンド需要については、翌連結会計年度から緩やかに回復していくと仮定を置き、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

株主資本等変動計算書

2020年4月1日から

2021年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	51,466	12,868	15,951	28,819	73,888	73,888	△21,640	132,534
当期変動額								
剰余金の配当					△1,875	△1,875		△1,875
当期純利益					9,492	9,492		9,492
土地再評価差額金取崩額					1,182	1,182		1,182
自己株式の取得							△16	△16
自己株式の処分			0	0			0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	0	0	8,800	8,800	△16	8,783
当期末残高	51,466	12,868	15,951	28,819	82,689	82,689	△21,656	141,318

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地 再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	6,438	14,299	20,737	110	153,383
当期変動額					
剰余金の配当					△1,875
当期純利益					9,492
土地再評価差額金取崩額					1,182
自己株式の取得					△16
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△600	△1,182	△1,783	34	△1,749
当期変動額合計	△600	△1,182	△1,783	34	7,034
当期末残高	5,837	13,116	18,954	144	160,417

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

子会社株式及び関連会社株式

その他有価証券

時価のあるもの

時価のないもの

償却原価法

移動平均法に基づく原価法

期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

移動平均法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

建

物

そ

の

他

定額法

定率法

ただし、2016年4月1日以後に取得した構築物については定額法

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

(3)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

i)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。なお、当期末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

ii)数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当期より適用し、会計上の見積りに関する注記を開示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(株式会社ビオスタイルへの貸倒引当金の計上)

1. 当期の財務諸表に計上した金額

貸倒引当金

8,861百万円

上記のうち株式会社ビオスタイルに対して計上した貸倒引当金

2,911百万円

(株式会社ビオスタイルに対する貸付金の残高

3,824百万円)

2. 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

(1)算出方法

新型コロナウイルス感染症の影響により、長期収支計画の見積りの不確実性が高まったことから、経営状態、債務超過の程度、事業活動の状況、支払能力等を総合的に勘案し、債務超過である株式会社ビオスタイルへの貸付金に対して貸倒引当金を計上しております。

(2)翌年度の財務諸表に与える影響

新型コロナウイルス感染症の影響により、さらなる需要の悪化あるいは需要回復の大幅な鈍化が生じた場合には、貸倒引当金を追加で計上する可能性があります。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

退職給付に係る会計処理において、数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数は、従来、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）で費用処理しておりましたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当期より費用処理年数を8年に変更しております。

この変更に伴い、従来、費用処理年数によった場合と比較し、当期の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ27百万円減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 担保に供している資産

投資有価証券 800百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 83,659百万円

4. 保証債務等

保証予約額 24,783百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 80,660百万円 長期金銭債権 136,278百万円

短期金銭債務 50,009百万円 長期金銭債務 8,394百万円

6. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律に基づき、事業用土地の再評価をおこない、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号及び第5号に定める方法によっております。

再評価をおこなった年月日 2002年3月31日

(損益計算書に関する注記)

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高

営業収益 27,807百万円 営業費 3,350百万円

営業取引以外の取引高 2,490百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首 株式数（株）	当期増加 株式数（株）	当期減少 株式数（株）	当期末 株式数（株）
普通株式	5,997,108	3,504	69	6,000,543

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加3,504株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の減少69株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生は、会社分割に伴う関係会社株式差額であり、繰延税金負債の発生は、その他有価証券評価差額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社

(単位：百万円)

属性	会社名	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	京阪電気鉄 道株式会社	直接100%	資金の貸借 配当金の受 取 グループ運 営分担金の 收受 担保の受入 役員の兼務	資金の貸付 (注1)	34,200	短期貸付金 長期貸付金	9,659 79,052
				利息の受取 (注1)	887	未収収益	40
				配当金の受取 (注2)	4,250	—	—
				グループ運 営 分 担 金 の 収 受 (注2)	5,377	未収入金	1,478
				担保の受入 (注3)	128,047	—	—
	京阪電鉄不 動産株式会 社	直接100%	資金の貸借 役員の兼務	資金の貸付 (注1)	31,900	短期貸付金 長期貸付金	35,900 49,120
				利息の受取 (注1)	320	未収収益	3
	株式会社ホ テル京阪	直接 96.99% 間接 3.01%	資金の貸借 役員の兼務	資金の貸付 (注1)	70,600	短期貸付金 長期貸付金	10,500 910
	京阪ホテル ズ&リゾー ツ株式会社	直接100%	資金の貸借 役員の兼務	資金の貸付 (注1)	22,925	短期貸付金 長期貸付金	7,656 1,931
	京阪建物株 式会社	直接100%	資金の貸借 役員の兼務	キャッシュマ ネジメントシ ステム借入金 (注4)	1,950	短期借入金	8,215
株式会社京 阪流通シス テムズ	直接100%	資金の貸借 建物の賃貸 役員の兼務	キャッシュマ ネジメントシ ステム借入金 (注4)	2,938	短期借入金	7,425	
			建物の賃貸 (注5)	7,915	長期預り 敷金保証金	5,481	
	イースタン 興業株式会 社	直接100%	資金の貸借 役員の兼務	キャッシュマ ネジメントシ ステム借入金 (注4)	1,839	短期借入金	6,185
関連会社	中之島高速 鉄道株式会 社	直接 33.50%	借入金の保 証予約 役員の兼務	保証予約 (注6)	19,058	—	—

取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社グループにおける資金調達の一元化に伴うものであり、金利については、調達コストに基づき決定しております。

(注2) 持株会社である当社が示す基準に準拠し、決定しております。

(注3) 金融機関からの借入金に対して、京阪電気鉄道株式会社の一部の資産について担保提供を受けております。

(注4) キャッシュマネジメントシステム借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

なお、反復的に起こわれている取引金額については、期中の平均残高を記載しております。

(注5) 建物の賃貸については、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注6) 保証予約は、株式会社日本政策投資銀行ほかからの借入金19,058百万円に対して付しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1,495円33銭

1株当たり当期純利益

88円57銭

(重要な後発事象に関する注記)

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2021年1月28日開催の取締役会において、当社の100%子会社であるイースタン興業株式会社を吸収合併することを決議し、2021年4月1日付で吸収合併をおこないました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

企業の名称 イースタン興業株式会社

事業の内容 イースタンビルの経営

(2) 企業結合日

2021年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、イースタン興業株式会社は解散いたしました。

(4) 結合後企業の名称

京阪ホールディングス株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は、グループC R E（グループ保有不動産の最有効活用）をはじめとしたグループ経営資源の戦略的有効活用を推進しており、本合併は、経営資源の集約による迅速かつ機動的な事業展開の実現を目的としております。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理をおこなう予定であります。